

も、本委員会加盟の各組合が、俱樂部に加入すると否とは自由とすること。
(ロ)同俱樂部結成さると同時に、本委員会を労働組合會議に改組すること。
(ハ)以上二點に就て、加藤勝藏(海聯)松岡寅吉(總同盟)を代表として、日本海員組合を訪問せしめ、諒解と賛成を得る様努力すること。

然るに其後、世上に於ては、我總同盟對海員組合との關係悪化せるやに傳へる向もあつたのであるが、事實は全く然らず兩者の接衝協議に依り、中間派、特に全國労働を加へて俱樂部を結成するも、充分右翼労働組合主義に依つて克服し得るとの確信に於て一致するに至り、第廿回委員會(六月二十二日)は左の中合せを行ふた。

一、健全なる労働組合主義の確立を期する爲め、本委員会は日本海員組合提唱の日本労働俱樂部結成に賛意を表し、來るべき第三回懇談會に出席し、その成立に協力す。
二、労働立法促進委員會を組合會議に改組することは、當然之を見合はすも、依然として従來通り設置する。但し日本労働俱樂部が、従來我等の主張する理想を具現する機会に於て、直に労働立法促進委員會を解散する事を附せず。

日本労働俱樂部成立

斯くて六月廿五日、愈々成立の會合を神戸に開催し、参加團體は、日本海員組合、海員協會、海軍労働聯盟、日本造船聯盟、官業労働總同盟、日本労働總同盟、労働組合總聯合、全國労働組合同盟、労働組合總聯盟の九團體であつた。而して左の規約要綱を決定した。

一、名稱及地位 日本労働俱樂部と稱し、事務所を神戸市海員組合本部に置く。
二、構成範圍 本クラブは左記條件に一致するものと認められたる労働團體より選出されたる各三名以内の代表者によりて構成される。

(イ)健全なる労働組合主義を以つて、指導精神とするもの(共產主義、無政府主義、ファシズム等の指導精神に反對する)
(ロ)國際労働機關そのものに反對せざるもの(ハ)クラブの創立當初に於ける構成範圍は、第一次及第二次懇談會の招待せる團體(同日の出席團體の外東京五期工組合)に止めその後の加盟に就いては創立當時に於ける構成範圍よりて構成される。

罷より各一名の監査委員を選出し、該委員會に於ける三分の二の多数を以てその加盟を決定す。

三、目的 本俱樂部は左記目的を實現する爲に必要な協議及び運動をなす。

(イ)親睦融和の爲必要な意見交換(ロ)社會立法の制定及び改善に對する協議(ハ)國際問題に對する態度の決定
(ニ)労働時間、最低賃銀團體協約などの基礎的労働條件に對する意見の交換(但し右問題につき、構成團體の運動に就いては自主権を認める)
(ホ)構成團體の爭議に對する態度の決定(但し爭議に對する爭議團體の自主権は飽くまでこれを認むると同時に、その應援の限度及方法は、これを擧げて構成團體各自の裁量に任す)

四、機關

本俱樂部に左記機關を置く。

(一)代表委員

(二)懇談會

代表委員は本俱樂部を代表し懇談會決定事項執行の責任を負ふ。

代表委員は毎年度最初の懇談會に於て委員の互選によつて決定す。

代表委員は本委員會の會計を兼務す。

構成團體より選出されたる委員全部は三ヶ月に一回の割合を以て開催さるゝ懇談會に出席し本俱樂部の目的を遂行する爲めに必要な一切の協議を爲す。

各構成團體は輪番に幹事團體となり定例懇談會を開催す。開催地及期日は前回の定例懇談會に於てこれを決定す。幹事團體は懇談會開催に關する一切の準備をなし議題に開催場所及時間については充分の時日をおきて各構成團體に通告す。

懇談會の議長はその都度これを互選す。

懇談會の決定は成るべく全員一致なる事を望むも議題の性質其他により事情止むを得ざるものと認められたるときは多数決にてこれを決定する事あるべし。

五、會計